

輸血を拒否する患者に関する当院の治療方針

基本方針：

当院では、宗教上等の理由により輸血を拒否する患者に対し、以下のとおり、「相対的無輸血治療」の方針で対応いたします。

対応：

1. 無輸血治療を行うべく、可能な限りの努力はいたします。しかし、患者の生命に危険が及び、輸血により死亡の危機が回避される場合には生命尊重の立場を優先し、輸血同意書が取得されていない場合でも輸血治療を行います。
 - 1) 輸血を行う可能性のある治療も前には、十分な説明をしたうえで可能な限り「輸血治療の同意」をいただく努力をいたします。
 - 2) すべての手術において術中・術後に輸血が必要となる可能性があり、輸血拒否により手術同意書が得られない場合でも救命のために緊急手術が必要と判断される場合は手術を施行します。
 - 3) 当院では「絶対的無輸血治療」に同意する「免責証明書」には署名・捺印はいたしません。
2. 以上の方針は、患者の意識の有無、成年・未成年の別に関わらず適用します。
3. 自己決定が可能な患者、患者の保護者、または代理人の方に対しては当院の治療方針を十分に説明し、ご理解いただけるように努力いたします。しかし、どうしても同意が得られず、上記の相対的無輸血治療の方針に同意いただけない場合には当院での治療は困難であるため、他院での治療をお勧めします。

相対的無輸血治療：生命の危機や重篤な障害に至る危機がない限りで輸血を拒否する立場・考え方。

絶対的無輸血治療：たとえ生命の危機に陥るとしても輸血を拒否する立場・考え方。

医療安全管理委員会

2021.12.13